

独立行政法人国立青少年教育振興機構

国立淡路青少年交流の家利用細則

平成19年4月1日 制定

平成25年4月1日 一部改正

平成26年4月1日 一部改正

令和5年7月18日 一部改正

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立青少年教育振興機構国立淡路青少年交流の家（以下「当交流の家」という。）の利用について、独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則（以下「規則」という）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の申込み)

第2条 利用の申込みは原則として独立行政法人国立青少年教育振興機構本部の新利用団体管理システム（以下「システム」という）を利用し行うものとし、申込み期間は、所長が定める日から利用開始日の3週間前までの期間とする。

(承諾決定の通知)

第3条 所長は、前条の規定による申込みがあった場合は、「国立淡路青少年交流の家利用申込審査要領」に基づくとともに、施設・設備の状況等を勘案して利用の諾否を決定し、当該申込者に通知するものとする。

2 前条の申込内容を検討し、必要に応じて活動計画について指導及び助言を行うものとする。

(利用者の入・退所)

第4条 利用団体の入所・退所が可能な時間は、原則として9時から16時30分までの間とする。

2 入所時に利用団体の代表者は、当交流の家の利用に関するオリエンテーションを受けるものとする。

(標準生活時間)

第5条 利用者は標準生活時間に基づき当交流の家を利用するものとする。

2 前項の標準生活時間には、朝のつどい及び夕べのつどいの時間を設け、国旗及び所旗の掲揚・降納を行うものとする。

(宿泊室等の清潔保持)

第6条 利用者は、宿泊室、研修室等の清潔を保つため、相互に協力して清掃及び整理整頓に努めるものとする。

(食事等)

第7条 利用者の食事は、野外炊飯も含めて、当交流の家において定める献立により行うものとし、飲食物の持ち込みは原則として不可とする。

- 2 前項の食事の費用は、利用者の負担とする。
- 3 飲食ができる場所は、原則として食堂と談話室及び当交流の家が指定した場所とする。

(飲酒・喫煙)

第8条 飲酒ができる場所は、原則として談話室とする。ただし、事前に申し出があり、他の利用者に支障がない場合は、食堂その他当交流の家が指定する場所とする。

- 2 飲酒ができる時間は、19時から22時までとする。
- 3 喫煙は「受動喫煙の防止等に関する条例」(平成24年3月21日兵庫県条例第18号)に基づき不可とする。

(破損亡失の弁償責任)

第9条 利用者は、故意又は過失により当交流の家の施設・設備を破損又は亡失したときは、その弁償の責を負うものとする。

(諸規則の遵守等)

第10条 利用者は、当交流の家の諸規則を守り、他の利用者等に迷惑の及ぶ行為を行ってはならない。

- 2 所長は、前項の規定に違反した団体に対して、退所を命ずることができる。また、当該日から2年間の利用について、これを制限することができる。

(キャンセルポリシー)

第11条 50名以上で利用の申込みをしている団体は、利用2か月前を過ぎてからのキャンセル、50名以上または3割以上の利用者減数となった場合、利用予定日から2年間の利用ができないものとする。ただし、所長が認める場合は、この限りではない。

(利用承諾の取消)

第12条 所長は、交流の家を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の承諾を取消することができる。

- 一 第4条各号に違反するおそれがある場合
- 二 第11条第1項に抵触した場合
- 三 その他所長が特に必要と認めた場合

第13条 利用の承諾を否とする決定及び利用承諾の取消の前提となった活動等が、重大又は悪質なものであると所長が認めた場合には、期間を定めて利用申込の受付を制限することができる。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、所長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成19年4月1日から実施する。
- 2 この細則は、平成25年4月1日から実施する。
- 3 名称を「国立淡路青少年交流の家 利用細則」から「国立淡路青少年交流の家利用規則」に改め、この規則を平成26年4月1日から施行する。
- 4 名称を「国立淡路青少年交流の家 利用規則」から「国立淡路青少年交流の家利用細則」に改め、この規則を令和5年7月18日から施行する。